

府大・市大の授業料等の無償化について（案）

制度の趣旨・目的

親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、府大・市大の授業料等の無償化を実施する。

無償化の対象要件等

1. 学生等の要件

- ・府大及び市大の学部・学域生、大学院生、府大高専本科生4・5年及び専攻科生(※1)
- ・基準日に在籍していること
- (※1)留学生は除く。大学院生については、大学卒業後、修士課程(=博士前期課程)及び市大法科大学院(ロースクール)に直接入学した者を対象とする。(社会人大学院生は対象外)

2. 在住要件

- 【入 学 時】学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していること。
- 【入学以降(在学時)】学生本人及びその生計維持者が、基準日に大阪府内に在住していること。

3. 家計の経済状況に関する要件

- ・学生本人及びその生計維持者(原則、父母)の年収等で判定(国の高等教育の修学支援新制度の考え方を準用)
- ・年収目安910万円未満を支援(府の私立高校授業料無償化制度の考え方を準用)

4. 学業成績・学習意欲に関する要件

- 【入 学 時】 なし
- 【入学以降(在学時)】 国の高等教育の修学支援新制度の考え方を適用

【参考:国制度における学業に係る要件】

<p><警告>連続して「警告」に該当する場合は支援を打切る</p> <p>次のいずれかに該当すること(右記に該当する者を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①修得単位数が標準単位数(※2)の6割以下であること ②GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること(※3) ③出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況であると大学等が判定したこと 	<p><支援の廃止(打ち切り)></p> <p>次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①修業年限で卒業できないことが確定したこと ②修得単位数が標準単位数の5割以下であること ③出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況であると大学等が判定したこと ④左記の「警告」に連続して該当すること
---	--

(※2)標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数
(※3)斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、国の省令で規定することを予定

5. 府負担額の粗い試算(※金額は今後さらに精査)

【1年目(R2)】 約11.6億円	+ 【国無償化制度(府大分)】 約8.1億円 (初年度から全学年対象(院生は対象外))
【2年目(R3)】 約19.4億円	
【3年目(R4)】 約24.0億円	
【4年目(R5)】 約28.6億円	
【5年目(R6)】 約29.0億円	
【6年目(R7)】 約29.2億円	

府内想定割合:学部生・学域生60%(現状+15%)、院生75%(現状)、府大高専生100%(現状)
 市大の入学料は市内22万円、府内(市外)28万円で試算

6. その他(制度の詳細)

上記以外の諸要件等及び詳細については、国の新制度(授業料等減免)の動向を見定めつつ、同制度や府の私立高校授業料無償化制度をベースに、今後、法人・両大学とも調整の上、制度設計を行っていく。

無償化の支援内容・イメージ

【支援の範囲】

入学料及び授業料

<参考:府大・市大の入学料・授業料>

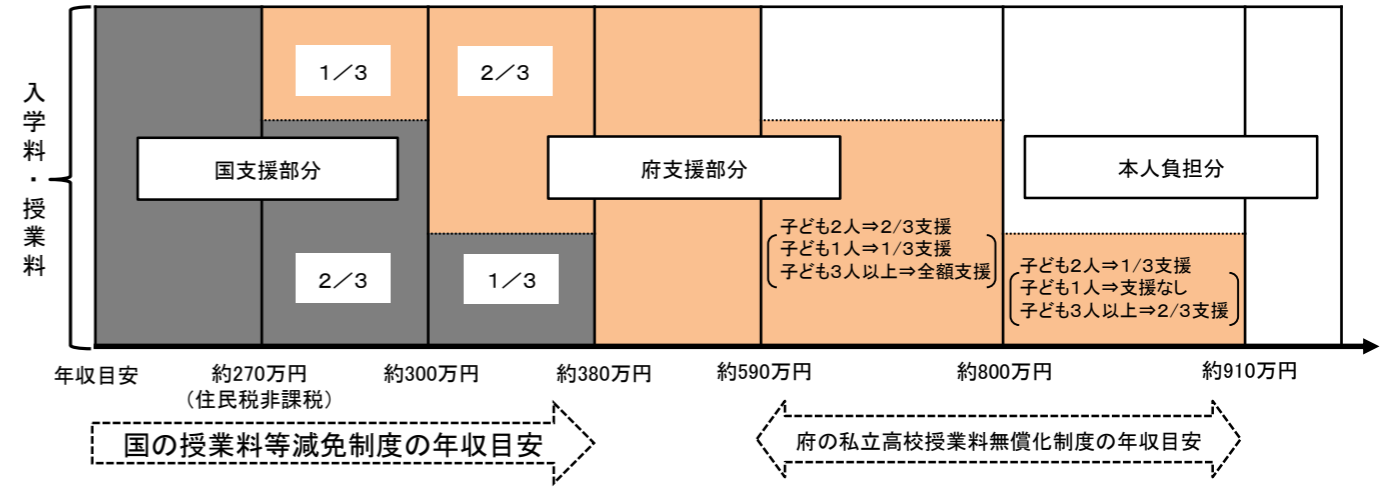
	府立大学	市立大学
入学料	【府内】 282,000円 【府外】 382,000円	【市内】 222,000円 【市外】 382,000円
授業料	535,800円	535,800円

【支援のイメージ】

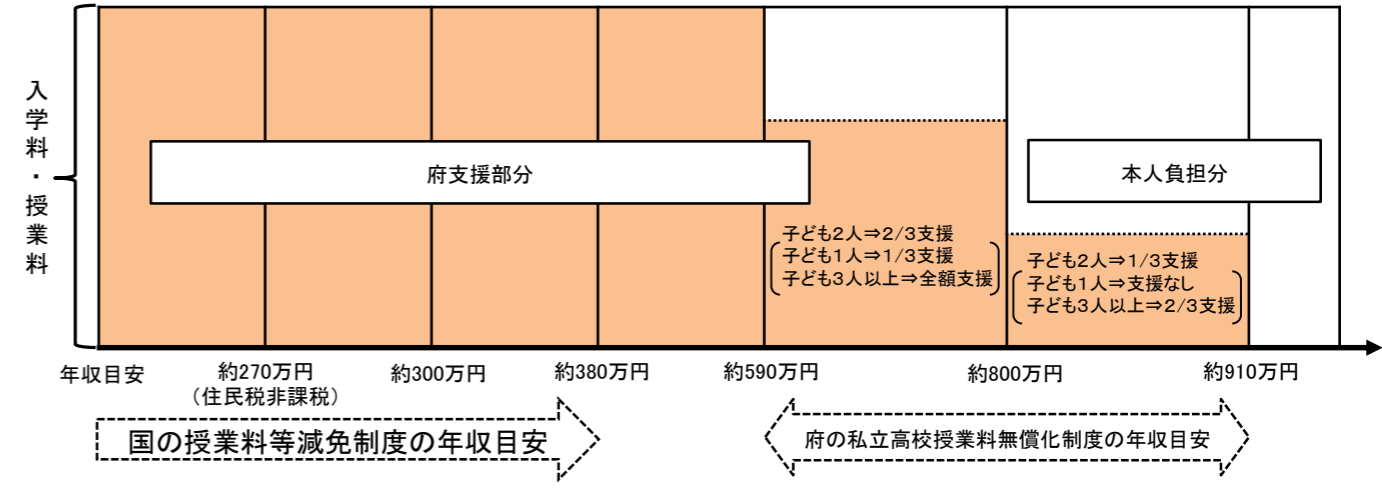
- ・中・低所得者層(年収目安590万円未満世帯)は、『国+府』制度もしくは『府』制度の単独実施により無償化
- ・年収目安590万円~910万円未満までは、世帯年収や子どもの数に応じた支援を実施

<下のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安>

■学部・学域生、府大高専本科生(4,5年生)及び専攻科生への支援イメージ



■大学院生への支援イメージ



無償化の実施予定時期

2020年度(令和2年度)の入学生から学年進行方式により実施
※但し、府大高専本科生は、上記入学生が4年生となる2023年度(令和5年度)より実施